

令和6年度 飯綱町集落創生事業について
(令和6年2月1日改訂)

令和6年2月
飯 綱 町

【 目 次 】

1. 集落創生事業の趣旨・目的	3
2. 集落創生事業の概要	4
3. 事務手続きの流れ	7
4. 将来プランの作成例・各種申請書類記入例	9
付録 飯綱町集落創生事業交付金交付要綱、各種申請書類テンプレート	

1. 集落創生事業の趣旨

少子高齢化、人口減少が進み地域経済が縮小する中であって、飯綱町が次世代に向けて維持・発展を遂げていくためには、飯綱町に暮らすことに幸せと喜びを実感できる、魅力のあるまちづくりを実現していくことが不可欠です。

そのためには、日々の営みと暮らしの根幹である地域集落において、地域住民が自主的・主体的に地域の未来について考え、地域の課題を見出し、それを解決していくことで、将来にわたり活力ある地域集落を維持・発展させていくことが、極めて重要です。

こうした状況を踏まえ、町では平成 26・27 年度の 2 カ年にわたり、「集落活性化支援事業」により、各集落の課題解決に対して財政支援を実施しました。同事業は、地域の実情やニーズに応じた一定の効果は見られましたが、一方で、「集落の住民一人ひとりが地域の将来を考え、課題を見出し、集落活動等の活性化に資する」という観点からは、やや不十分な活用に留まっていたものと思われま

そこで、町としては、「集落活性化支援事業」の事業実績と検証に基づき、平成 28 年度より、集落活性化事業のリニューアル版として、新たに「集落創生事業」を創設しました。多世代の住民が、自立的・自主的に集落の課題や将来像について話し合い、集落活性化計画等を作成し、その計画等に基づく活性化への取組に対して支援することとしました。

それぞれの地域集落を取り巻く現状と課題は、様々なものがあると思いますが、多様な世代の地域住民が自らの集落の未来の姿を考える機会としていただき、それぞれの集落の実情に応じた、創意工夫のある将来計画の策定とその取組の一助として活用していただきたいと思います。

2. 集落創生事業の概要

1) 支援対象

支援対象となるのは、牟礼地区 23 区および三水地区 27 組の計 50 集落です

【牟礼地区】

平出区、番匠区、福井団地区、福井区、四ツ屋区、坂上区、栄町区、牟礼区、小玉区、西黒川区、東黒川区、袖之山区、地藏久保区、坂口区、高坂区、夏川区、野村上区、北川区、上村区、東高原区、横手区、中宿区、古町区

【三水地区】

普光寺西部組、普光寺中部組、普光寺東部組、深沢組、寺村組、町組、中峯組、田中組、中村組、御所之入組、若宮組、堀越組、日向組、谷組、川西組、川北西部組、川北東部組、原第一組、原第二組、原第三組、川谷組、上赤塩組、毛野組、下赤塩組、東柏原組、奈良本組、扇平組

なお、**複数の区・組が共同・連携して行う計画と取組も対象**となります。

2) 交付金額

①計画策定事業（H28～実施）

集落の将来計画等を策定する取組を実施する団体に対する支援

【1 団体あたり上限 5 万円】

※支援範囲は、初回会議開催年度のみとなります

②計画実施事業（H29～実施）

策定した計画に基づく取組・事業を実施する団体に対する支援

【1 団体あたり上限 300 万円、計画策定から最大 5 カ年を目安】

3) 支援対象経費

将来計画の策定に係る経費、策定した計画を実施する事業の全ての経費が原則的に対象となります。ただし、**区・組の経常的な経費、経常的な会合等の費用を本事業の経費に振替えるようなケースは対象外**です。また、**ソフト事業を伴わない単なる備品購入・施設整備等のハード事業は交付対象とはなりません（ソフト事業との組合せが必須）**※1ので、ソフト事業を伴わない上記事業内容については、他の補助制度等の活用を優先してください。

【対象経費の例】

検討組織等の報償費、会議費（飲食費含む※2）、需用費※3（消耗品費、印刷費、食糧費※2）、委託費、使用料、備品購入費、施設整備費等

※1ハード事業について

集落創生事業におけるハード事業にかかわる費用は、総交付額の2分の1以下となるようにしてください

※2 飲食費および食糧費について

【OK】

- ・集落創生事業に関する会議における、飲み物（アルコール不可）および茶菓子（つまむ程度）の提供
- ・集落創生事業における行事参加者への、飲み物（アルコール不可）および茶菓子（つまむ程度）の提供
- ・料理教室等、調理を伴う行事における材料としての食材購入

【NG】

- ・食事とみなせるもの（“つまむ程度”を超える茶菓子（ケーキ等）、お弁当、オードブル等）の提供
- ・アルコールの提供
- ・不特定多数の人への提供を目的としたもの

例) 夏祭り等、不特定多数の人が参加するイベント時に、立ち寄った人に飲み物や食べ物を振る舞うためのものはNG

※3 需用費について

集落創生事業における行事において、景品や記念品を用意する場合は、1人あたり、1,000円程度となるようにする

4) 留意点

集落の将来計画等の策定にあたっては、当該区・組の多種多様な世代（老若男女）の意見を反映することを必須とします（区・組の役員だけでなく、若者や女性の意見を反映した計画とするため、多様な意見を反映した計画としてください）。

5) その他

○計画策定や事業実施をする集落には、担当課（企画課地域振興係）で、計画策定等をサポートします（計画策定の進行管理、事務手続き等の支援、その他事業実施に必要な各種の人的支援等）ので、積極的に相談ください。

○将来プランに記載された内容の事業実施については、有効性・合理性・将来性・実現可能性等について厳格に審査し、審査結果によっては、全部又は一部に対し交付金の交付を認めないことがあります（審査については、外部識者等を含めて審査する予定としています）。

○計画策定事業は概ね 1 年間程度を事業期間の目安とし、計画実施事業の交付金による支援期間は計画策定からおおむね 5 年とします。（総額 300 万円を上限に交付金による支援を実施）。

○当該年度の交付決定金額の 90%を上限に、概算払いにより事業完了前であっても交付金を交付することとします。

○事業の実務や役場との調整については、担当課が窓口となります。

3. 事務手続きの流れ

集落創生事業についての申請から請求までの事務の流れは、以下のようになります。

1) 集落創生事業交付金交付申請（区・組から町へ提出）



2) 集落創生事業交付金交付決定通知書（町から区・組へ送付）



3) 概算払請求をする場合は概算払請求書の提出（区・組から町へ提出）

【交付決定額の90%を上限に概算払請求書を提出 交付決定額の90%を上限に交付金を交付】



4) 集落創生事業交付金変更承認申請書（区・組から町へ提出）

変更があった場合に申請



5) 集落創生事業交付金実績報告書（区・組から町へ提出）

【添付書類】

- ・ 計画策定事業
…策定した計画書、計画策定活動メンバー表、計画策定活動の証拠写真、支出証拠書類（領収書）
- ・ 計画実施事業
…支出証拠書類（領収書）、事業実施・活動実績を証明する証拠写真および簡単なレポート



6) 集落創生事業交付金交付確定通知書（町から区・組へ送付）

実績報告書に基づき交付金額を確定



7) 集落創生事業交付金精算請求書（区・組から町へ提出）

概算払交付金を受領している場合は、交付確定額から既受領額を除いた精算額を交付

8) 事務手続きの流れにおける留意点

○計画策定事業は「集落創生事業交付金交付申請（区・組から町へ提出）」を単年度ごとに行ってください。申請は初回会議開催から3カ月以内に行うようにしてください。なお、計画策定に向けて話し合い等始める際には、事前に担当課（企画課地域振興係）にご相談ください。

○計画実施事業は「集落創生事業交付金交付申請（区・組から町へ提出）」を単年度ごとに行ってください。申請は具体的な事業の実施開始以前に行い、事業は交付決定を受けてから開始するようにしてください。

○計画実施事業における「集落創生事業交付金実績報告書（区・組から町へ提出）」の提出および「集落創生事業交付金精算請求書（区・組から町へ提出）」の提出は、該当年度内に完了させるようにしてください。

4. 将来プラン（集落活性化計画等）の作成例・各種申請書類記入例

〇〇区 将来プラン（活性化プラン）

将来プランの表題を記載してください。

基本目標

（例）「おはよう！」と子どもの元気な声が響き渡り、春には花が咲く、明るく楽しくきれいなまち

「将来どんな集落にしていきたいのか」という、将来の方針、理念等を、集落の合意の下に、将来プランの基本目標として必ず記載してください。

具体的目標①（例）

令和〇年〇月までに、〇世帯の移住者を受け入れ、区の人口水準を〇〇人以上とすることを旨す。

具体的目標②（例）

地域内で人とすれ違うときは、必ずあいさつを行い、明るいまちづくりに努める。

具体的目標③（例）

毎月1回、地域で清掃活動を行い、〇〇に花壇を設置し、「町で一番きれいな区」を目指す。

具体的目標④（例）

毎年〇月に、区の出身者を〇人以上招いて、区の住民と交流できる催し「〇〇」を企画する。

基本目標（方針）に基づき、具体的目標を4つ以上設定し、内最低1つは、数値目標を設定してください。

- ① 将来プランは、集落としての「基本目標（方針や理念等）」と「4つ以上の具体的目標（内最低1つは数値目標）」の設定を必須とし、その内容の記載をもって「将来プラン」とします。
- ② ①は将来プラン策定の最低限の要件であり、例えば、「集落の現状と課題」、「具体的な事業概要」といった内容を加えることで、より実効性の高い将来プランになると考えます。
- ③ 各集落で実施する事業に対する支援（交付金）は、将来プランに基づく事業であることを必須条件としますので、具体的目標については、その内容をできるだけ詳細に記載（何をするのか、何をしたいのか等） いただくようお願いします。

年 月 日

飯綱町長 様

団 体 名
住 所 飯綱町大字
代表者氏名

集落創生事業交付金交付申請書

年度において、集落創生事業交付金の交付を受けたいので、飯綱町集落創生事業交付金交付要綱第5条の規定により申請します。

申請する交付金額(計画策定事業:上限5万円、計画実施事業:上限300万円)を記載してください。

記

1 交付金額 金

円

「計画策定事業」(〇〇区 ■ ■ 計画策定事等)又は「計画実施事業」(〇〇組 ■ ■ 事業等)の種別及び内容等を記載してください。

2 事業名

3 事業計画 (目的、実施内容、実施スケジュール等を簡潔に記載)

事業の目的・内容・実施スケジュール等を記入。計画策定事業については、策定に向けてどんな話し合いの場を設置し、どんなスケジュールで進めるのか等を記載してください(例:検討組織等の設置有無、メンバー構成、検討機会等の回数、計画策定の目標期日等)。また、複数の区・組が連携する場合は、連携する区・組名も記入してください。記入しきれない場合は別紙とし、検討組織の名簿等を添付してください。計画実施事業については、具体的な事業内容、実施スケジュール等を簡潔に記載してください。

4 収支予算

(単位:円)

収入科目	予算額	説明・積算根拠
合 計		

支出科目	予算額	説明・積算根拠
合 計		

どういった内容の経費なのかを記載してください。(例:委員報償費、食糧費、消耗品費、〇〇備品購入費、〇〇施設整備等)

年 月 日


飯綱町長 様

団 体 名
住 所 飯綱町大字
代表者氏名

集落創生事業交付金変更承認申請書

年 月 日付飯綱町指令 第 号で交付決定のあった集落創生事業
交付金について、下記のとおり事業を変更したいので、飯綱町集落創生事業交付金交付要綱
第7条の規定により申請します。

記

変更理由及び変更内容


交付申請時の事業内容や金額等が大きく変更になった場合、その理由及び変更となる内容を記入してください。
また、当初、単独で実施する予定が複数連携で実施することとなった場合、あるいはその逆の場合などにおいて、その理由や内容を記入してください。

年 月 日

飯綱町長 様

団 体 名
住 所 飯綱町大字
代表者氏名

集落創生事業交付金実績報告書

年 月 日付飯綱町指令 第 号で交付決定のあった集落創生事業交付金について、飯綱町集落創生事業交付金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

1 事業実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 事業実績（活動実績、成果及び課題、今後の展開等について簡潔に記載）

実施した事業の内容、及びその成果や課題、今後の展開などについて記入。計画策定事業については、検討会議等の実施回数、計画策定の達成の有無、計画策定に基づく今後の具体的事業の実施方針などについて記載してください。計画実施事業については、事業の実施結果概要、事業実施による成果の有無等を記載してください。記入しきれない場合は別紙としてください。

3 収支決算書

(単位：円)

収入科目	決算額	説明・積算根拠
合 計		

支出科目	決算額	摘 要
合 計		

実際にかかった経費について詳細に記載してください。
(例：委員報償費、食糧費、消耗品費、〇〇備品購入費、〇〇施設整備等)

※添付書類

計画策定事業 … 集落創生計画書（写）、計画策定活動の証拠写真、支出証拠書類（写）

計画実施事業 … 支出証拠書類（領収書の写し等）、事業実施・活動実績を証明する証拠写真

集落創生事業交付金概算（精算）払請求書

年 月 日

飯綱町長 様

団 体 名
住 所 飯綱町大字
代表者氏名

㊟

年度集落創生事業交付金について、次のとおり概算（精算）払によって交付されたく請求します。

事業名	
交付決定通知	年 月 日付 第 号
交付決定額	円
概算払請求額	円
交付確定通知	年 月 日付 第 号
交付確定額	円
精算払請求額	円
既受領額	円
今回受領額	円
残額	円
振 込 口座	金融機関名
	口座種別
	口座番号
	口座名義

概算払いを請求する場合は、交付決定を受けてから、必要事項を記載の上、概算払請求を提出してください（概算払は交付決定額の90%の額を上限とします）。また、事業終了後に、実績報告書を提出いただいた後に、交付金確定通知書を送付しますので、必要事項を記載の上、精算払請求書を提出してください。

○飯綱町集落創生事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民が自立的主体的に集落の課題や問題点等を話し合い、集落の活性化及び維持発展を図るための集落活性化計画の策定及びその計画に基づく取り組みに対して、予算の範囲内において交付金を交付することについて、飯綱町補助金等交付規則（平成17年飯綱町規則第27号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 交付対象事業は、次に掲げるものとする。

(1) 集落活性化計画を策定する事業（以下「計画策定事業」という。）

(2) 集落活性化計画に基づく事業（以下「計画実施事業」という。）

(交付金の交付対象団体等)

第3条 交付金の交付対象者は、別表1に掲げる区及び組（以下「団体」という。）とする。

(交付金の額等)

第4条 交付金の額及び交付対象経費は別表2に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする団体は、集落創生事業交付金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、交付金を交付することが適当と認めるときは、その旨を集落創生事業交付金交付決定通知書（様式第2号）により、団体に通知するものとする。

(交付対象事業の変更承認申請)

第7条 交付決定の通知を受けた団体は、交付対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ集落創生事業交付金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更が、事業の目的を損なわない場合は、この限りでない。

(実績報告)

第8条 団体は、当該交付金の交付決定に係る年度の末日までに、集落創生事業交付金実績報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容が交付金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、集落創生事業交付金確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(交付金の概算払等)

第10条 町長は、交付金交付決定額の100分の90を限度として、交付金を概算払により交付することができる。

2 団体は、交付金の全部又は一部について、概算払又は精算払を受けようとするときは、集落創生事業交付金概算（精算）払請求書（様式第6号）により請求書を町長に提出しなければならない。

(書類の整備及び保存)

第11条 団体は、交付金に係る経理等について、常にその収支を明らかにした書類及び帳簿を整備するとともに、交付金交付の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表1（第3条関係）

支援団体	平出区、番匠区、福井団地区、福井区、四ツ屋区、坂上区、栄町区、牟礼区、小玉区、西黒川区、東黒川区、袖之山区、地藏久保区、坂口区、高坂区、夏川区、野村上区、北川区、上村区、東高原区、横手区、中宿区、古町区、普光寺西部組、普光寺中部組、普光寺東部組、深沢組、寺村組、町組、中峯組、田中組、中村組、御所之入組、若宮組、堀越組、日向組、谷組、川西組、川北西部組、川北東部組、原第一組、原第二組、原第三組、川谷組、上赤塩組、毛野組、下赤塩組、東柏原組、奈良本組、扇平組
------	---

別表2（第4条関係）

事業名	交付金の額	交付金対象経費
計画策定事業	1団体あたり上限5万円	報償費、会議費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）、旅費、役務費、委託費、その他特に必要と認められるもの
計画実施事業	1団体あたり上限300万円	報償費、会議費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、修繕費等）、旅費、役務費、委託費、使用料、賃借料、備品購入費、施設整備費、その他特に必要と認められるもの

年 月 日

飯綱町長 様

団 体 名
住 所 飯綱町大字
代表者氏名

集落創生事業交付金交付申請書

年度において、集落創生事業交付金の交付を受けたいので、飯綱町集落創生事業交付金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 事業名
- 3 事業計画（目的、実施内容、実施スケジュール等を簡潔に記載）

4 収支予算

(単位：円)

収入科目	予算額	説明・積算根拠
合 計		

支出科目	予算額	説明・積算根拠
合 計		

年 月 日

飯綱町長 様

団 体 名
住 所 飯綱町大字
代表者氏名

集落創生事業交付金変更承認申請書

年 月 日付飯綱町指令 第 号で交付決定のあった集落創生事業
交付金について、下記のとおり事業を変更したいので、飯綱町集落創生事業交付金交付要綱
第7条の規定により申請します。

記

変更理由及び変更内容

年 月 日

飯綱町長 様

団 体 名
住 所 飯綱町大字
代表者氏名

集落創生事業交付金実績報告書

年 月 日付飯綱町指令 第 号で交付決定のあった集落創生事業交付金について、飯綱町集落創生事業交付金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

- 1 事業実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 2 事業実績（活動実績、成果及び課題、今後の展開等について簡潔に記載）

3 収支決算書

（単位：円）

収入科目	決算額	説明・積算根拠
合 計		

支出科目	決算額	摘 要
合 計		

※添付書類

- 計画策定事業 … 集落創生計画書（写）、計画策定活動の証拠写真、支出証拠書類（写）
 計画実施事業 … 支出証拠書類（領収書の写し等）、事業実施・活動実績を証明する証拠写真

集落創生事業交付金概算（精算）払請求書

年 月 日

飯綱町長 様

団 体 名
住 所 飯綱町大字
代表者氏名

㊟

年度集落創生事業交付金について、次のとおり概算（精算）払によって交付されたく請求します。

事業名	
交付決定通知	年 月 日付 第 号
交付決定額	円
概算払請求額	円
交付確定通知	年 月 日付 第 号
交付確定額	円
精算払請求額	円
既受領額	円
今回受領額	円
残額	円
振込口座	金融機関名
	口座種別
	口座番号
	口座名義